

2学年 保護者様

第2期授業料等納入金の引き落とし、就学支援金及び授業料減免について(お知らせ)

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の自動引き落としについて(4)のとおりお知らせいたします。前日までにご入金ください。引き落とし手数料として10円必要となりますのでご注意ください。

また、保護者の**県民税・市民税の所得割額の合算額**が(1)の基準を満たしている場合には、7月分から翌年の6月分までの就学支援金(月額9,900～24,750円)の助成が受けられます。ただし、申請が必要となります。(2)にしたがって手続きをしてください。就学支援金制度に当てはまらない方は高等学校等就学支援金不受給申出書を提出してください。

なお、平成30年7月分より就学支援金基準が変更しておりますのでご注意ください。

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金と併せて**副教材等の学年諸経費も**集金させていただきますので(3)をご確認のうえ、(4)の金額のご入金をお願い致します。

平成30年度 千葉県授業料減免補助事業の詳細は(5)のとおりです。基準を満たしている方は事務局にて申請させていただきます。

記

(1) 就学支援金制度の申請基準<7月～翌年6月分>

県民税と市民税の所得割額の合算額(東京都の方は都民税と特別区民税の所得割額の合算額)は保護者の合計での金額となります。税の更生が発生した場合、更生通知書を受け取った日の翌日から15日以内であれば遡って申請出来ます。事務局へご連絡ください。

就学支援金制度の申請基準 *所得割額の確認できる書類…課税証明書(市(区)役所にて発行)、市民税県民税の決定通知書(職場より配布)

* 県民税と市民税の所得割額の合算額	目 安 年収は目安です。 必ず課税証明書等でご確認ください	就学支援金の助成額	引き 落し 記号	自動引き落とし金額(3ヵ月分)		2 学 年 諸 経 費
				S・A・内・B・体育	国際コース	
507,000円以上	(年収910万円程度以上)	就学支援金の助成は受けられません	A	144,000	159,000	+
507,000円未満	(年収590万～910万円程度)	1倍(月額 9,900円)	B	114,300	129,300	
257,500円未満	(年収350万～590万円程度)	1.5倍(月額14,850円)	C	99,450	114,450	
85,500円未満	(年収250万～350万円程度)	2倍(月額19,800円)	D	84,600	99,600	
※0円 (非課税世帯)	(年収250万円未満程度)	2.5倍(月額24,750円)	E	69,750	84,750	

※の方は奨学給付金の支給要件も満たしている為、7月上旬頃に生徒を通じて申請書類等をお渡し致します。

(2) 就学支援金制度<7月～翌年6月分>の申請手続き期間・必要書類

申請手続き期間	必要書類(全員①か②のいずれかの提出があります。期間内に必ず提出してください。)	対象引落し記号
6月20日(水)までに 担任に提出	①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書または収入状況届出書 ・平成30年度 課税証明書または市民税県民税の決定通知書 等 ・平成30年度 所得割額 合算額 (課税証明書等を参照に記入のうえ提出)	B～E
	②高等学校等就学支援金不受給申出書・・・申請基準オーバーな世帯 (4～6月分で就学支援金対象者で7月分より外れてしまう場合は課税証明書の提出もお願い致します。)	A

★月額納付金免除の特待生も就学支援金制度に当てはまる場合は申請が必要となりますのでご注意ください。

提出書類についての注意点

・Eの世帯で保護者2人とも非課税の場合、配偶者控除に記載がある場合でも配偶者の方の非課税証明書が必要となります。
・父子家庭、母子家庭の場合は、以下の**いずれか**の書類も併せて提出してください。

(1) 寡婦(夫)であることが確認できる証明書(課税証明書に寡婦控除が記載されている等)

(2) 戸籍謄本などの戸籍の情報が確認できる書類

上記(1)、(2)のいずれも提出できない場合は事務局までご連絡ください。

・両親以外の者(祖父母等)が保護者である場合は、当該保護者の課税証明書及び保護者であることが証明できる公的書類(戸籍謄本等)を提出してください。

・期限内に申請を行えない場合は事務局までご連絡ください。(047-353-8821就学支援金担当まで)

(3) 2学年諸経費 詳細(前期徴収分)

(単位:円)

コース名		学年諸経費	スタディサポート	古典文法準拠ノート	新詳高等地図	総合学習費	スポーツ振興掛金	身体測定	スポーツテスト	写真(個人)	進研模試	古典芸能鑑賞	特別授業	芸術選択教材費
Sコース	文系	8,783	2,630			300	1,656	540	207	670	2,780			
	理系	10,498	2,630	360	1,355	300	1,656	540	207	670	2,780			
Aコース	文系	8,783	2,630			300	1,656	540	207	670	2,780			
	理系	10,138	2,630		1,355	300	1,656	540	207	670	2,780			
国際コース	音楽	10,726	2,630			300	1,656	540	207	670	2,780	1,320	308	315
	美術	13,596	2,630			300	1,656	540	207	670	2,780	1,320	308	3,185
	書道	12,611	2,630			300	1,656	540	207	670	2,780	1,320	308	2,200
内進・B(理系)コース		7,358	2,630		1,355	300	1,656	540	207	670				
内進・B(文系)コース, 体育コース	音楽	6,318	2,630			300	1,656	540	207	670				315
	美術	9,188	2,630			300	1,656	540	207	670				3,185
	書道	8,203	2,630			300	1,656	540	207	670				2,200

(4) 第2期納入金と学年諸経費を併せた引き落とし金額は次のとおりです。引き落とし日の前日までにご入金ください。

引き落とし日1回目	引き落とし日2回目	A	B	C	D	E	
7月10日(火)	7月27日(金)	就学支援金の 助成ナシの方	就学支援金				
			1倍助成の方	1.5倍助成の方	2倍助成の方	2.5倍助成の方	
第2期(7・8・9月分)納入金	S・A・内・B・体育	144,000	114,300	99,450	84,600	69,750	
	国際コース	159,000	129,300	114,450	99,600	84,750	
コース名	芸術	学年諸経費	引き落とし金額 (2期納入金 + 学年諸経費)				
Sコース	文系	8,783	152,783	123,083	108,233	93,383	78,533
	理系	10,498	154,498	124,798	109,948	95,098	80,248
Aコース	文系	8,783	152,783	123,083	108,233	93,383	78,533
	理系	10,138	154,138	124,438	109,588	94,738	79,888
国際コース	音楽	10,726	169,726	140,026	125,176	110,326	84,750
	美術	13,596	172,596	142,896	128,046	113,196	98,346
	書道	12,611	171,611	141,911	127,061	112,211	97,361
内進・B(理系)コース		7,358	151,358	121,658	106,808	91,958	77,108
内進・B(文系), 体育コース	音楽	6,318	150,318	120,618	105,768	90,918	76,068
	美術	9,188	153,188	123,488	108,638	93,788	78,938
	書道	8,203	152,203	122,503	107,653	92,803	77,953

3期1回目
10月10日(水)
3期2回目
10月29日(月)

4期1回目
1月10日(木)
4期2回目
1月28日(月)

(5) 千葉県授業料減免補助事業の基準 (対象者:千葉県内私立高等学校に在学している生徒、他県の生徒でも可)

授業料減免補助事業は下の表の減免事由のいずれかに該当する方が申請できます。授業料から就学支援金を引いた金額が減免対象額となり、認可されますと年度末(31年3月末)に返還いたします。

就学支援金の提出書類を参考に授業料減免事業(1~3号)に該当する方は事務局にて申請させていただきます。

授業料減免事由・条件 (*30年度県民税・市民税の所得割合算額が基準)	減免額の限度	1ヶ月あたりの減免額
1号 生活保護受給者(要提出;生活保護受給証明書)	授業料 全額	27,500 - 24,750 = 2,750 (授業料) (就学支援金2.5倍分)
2号 就学支援金2.5倍助成対象者(非課税世帯) " 就学支援金2倍助成対象者 (県民税・市民税の所得割合算額 85,500円未満世帯)		27,500 - 19,800 = 7,700 (授業料) (就学支援金2倍分)
3号 県民税・市民税の所得割合算額 292,500円以下の世帯 (目安:年収640万円程度)	授業料の 2/3	27,500 × 2/3 - 14,850 = 3,450 (授業料) (就学支援金1.5倍分)
4号 [*] り災世帯(要提出;り災証明書等) [*] 当年度にり災した方に限ります。		27,500 × 2/3 - 9,900 = *8,400 (授業料) (就学支援金)
5号 家計の急変等で生活が困窮し、授業料納付が困難な方 (解雇 通知証等の証明書等の提示をしていただきます。)		*100円未満切捨て

(6) 東京都にお住まいの方に東京都私立高等学校等授業料軽減助成金及び奨学給付金のお知らせが届き次第生徒を通じて配布致します。各自での申請となりますので期日内に申請してください。

(7) ご不明な点は、この用紙をお手元に学校事務局(047-353-8821)まで、お問い合わせください。